

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、

ファミリーサポートセンター事業を利用する保護者の方へ

無償化について

●対象者

保育所、認定こども園、企業主導型保育施設、幼稚園を利用していない方のうち、保育の必要性の認定を受けた方

●対象となる施設・事業等

- ・ 山口県に届出をした認可外保育施設（一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育施設等）
- ・ 一時預かり事業
- ・ 病児保育事業
- ・ ファミリーサポートセンター事業

※認可外保育施設については、無償化の対象となるための届出のほか、国が定める基準を満たすことが必要です。

※利用している認可外保育施設等が、施設が所在する市町村から無償化の対象となる「特定子ども・子育て支援施設」であることの確認を受け、公示された施設であることが必要です。

●月額上限額

- ・ 3歳児から5歳児までのこども・・・月額上限額：40,300円
- ・ 0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯のこども・・・月額上限額：45,700円

●注意点等

- ・ 無償化の対象は保育料のみです。通園送迎費や食材料費、行事費などは、これまでと同様に保護者負担となります。
- ・ 月額上限額の範囲内で、複数のサービスを併用することも可能です。

手続き

無償化の給付を受けるためには、居住する市町村から保育の必要性の認定（子育てのための施設等利用給付認定）の新2号または新3号認定を受ける必要があります。

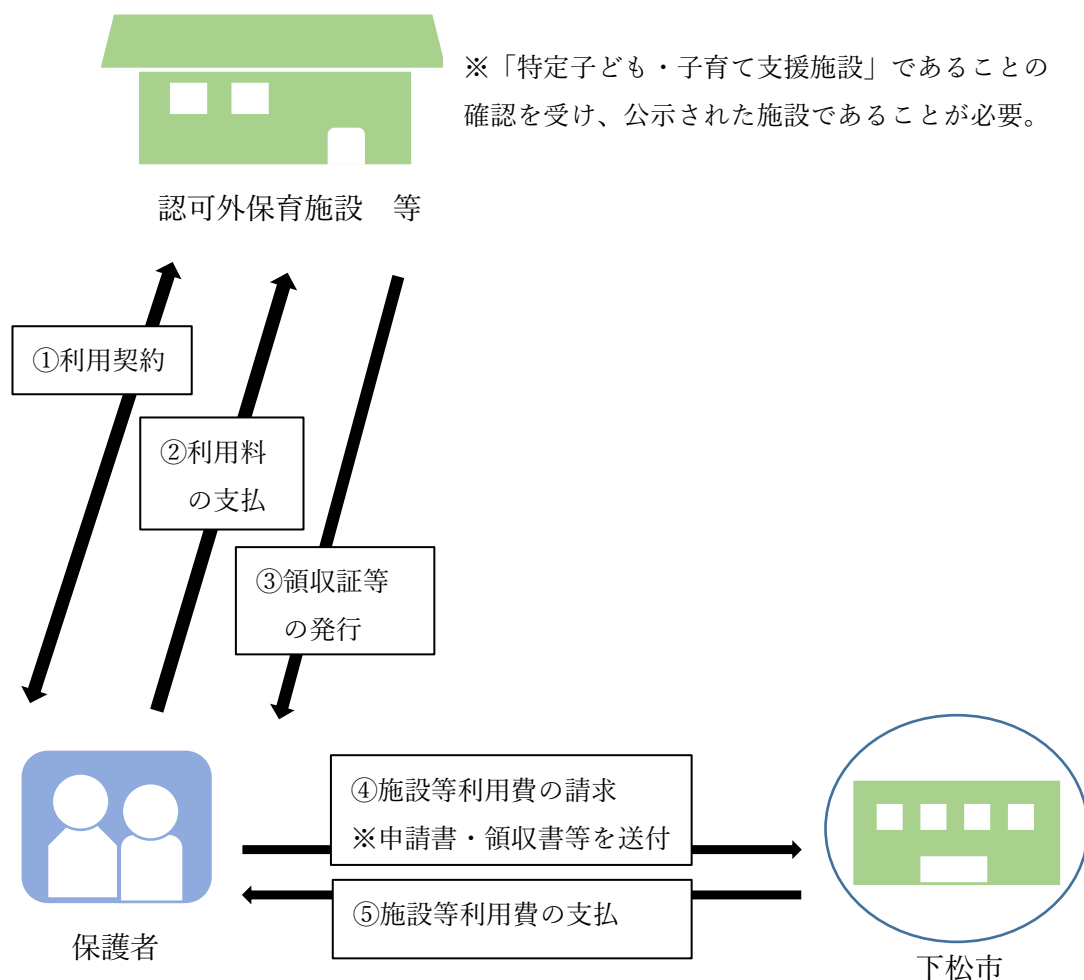
施設等の利用開始までに、以下の必要書類をこども未来課へご提出ください。

1. 子育てのための施設等利用給付認定書（法30条の4第2号・3号）
2. 保育を必要とする要件の証明書（添付書類）

※保育を必要とする要件は、認可保育所等の利用申込時の要件と同じです。

認定区分	要件	保育の必要性
新2号認定	当該年度の4月1日時点で3歳以上かつ小学校就学前のこども	あり
新3号認定	当該年度の4月1日時点で3歳未満のこどもで、市民税非課税世帯のこども	あり

施設等利用給付（無償化）のイメージ



※「子育てのための施設等利用給付認定」の新2号または新3号認定を受けていることが必要。

●施設が法定代理受領を選択している場合

必要な手続きは特にありません。

施設へ利用料を支払う必要がなくなります。

ただし、利用料が国の定める上限額を超過している場合、超過分は施設にお支払ください。

〈お問い合わせ先・申請先〉

下松市こども未来課

〒744-0025 下松市中央町 21-1 下松市文化健康センター2 階

電話：0833-45-1879

※月曜～金曜（祝日除く）8：30～17：15

